

# 協同組合共済に関する職員教育

専門職 武田 俊裕

## 目次

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 1. 単語としての「共済」と「保険」 | 3. J A共済の基礎知識     |
| 2. 協同組合共済の基礎知識     | 4. 研修の運営にかかる今後の課題 |

協同組合共済とは何か。「同じ危険に晒された多数の人々が金銭を拠出して共同の資金を備蓄し、実際に事故が生じたときにそこから支払いを受けるという形で不測の事態に備える」という機能は保険と共通しているが、それを、協同組合が「共済」として行うことにはどのような意味があるのか。これからの協同組合共済がその本質を失うことなく役割を発揮し続けるためには、その担い手となる共済担当職員が「共済らしさ＝保険との違い」や「自分の組合の共済事業が目指すもの」について必要な知識・情報を身につけ、協同組合の「主人公」である組合員にそれを伝え、共有することが不可欠である<sup>1</sup>。

本稿は、このような観点から、協同組合共済に関する職員研修において伝えるべきと考えられる内容の整理を試みるものである。

## 1. 単語としての「共済」と「保険」

協同組合共済とは何か、保険とは何が違うのかを説明するためには、その前提として、「共済」・「保険」というそれぞれの単語が使われてきた歴史<sup>2</sup>や現在の使われ方を整理して受講者に伝えることが望ましい。

「保険」という単語は、ヨーロッパで行わ

れていた保険を表すAssuranceやInsuranceという単語に対する中国語・日本語の訳語として明治の初めに作られた言葉であり、明治10年頃から一般的に定着するようになった。明治23年に制定された商法に「保険に係る作業及び取引」という規定が置かれ、保険は法律用語となった。

現在、「保険業」・「保険契約」の定義は法律上明確にされている。すなわち、保険業とは「人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によって生ずる損害を填補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、」保険業法の定める種類の保険の引受けを行う事業をいい（保険業法第2条第1項）、保険契約とは「当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付……を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約する契約」をいう（保険法第2条第1項）ことが法律で定められている。さらに、内閣総理大臣の免許を受けた保険会社以外の者が「保険」と誤認されるような名称や商号を使うことも法律で禁じられている（保険業法第7条第2項）。

1 武田俊裕「協同組合の理解と共済への参画意識のために」・共済と保険2021年12月号10頁（日本共済協会・2021年）参照。

2 関英昭「共済と保険に関する研究」・共済総合研究第80号14頁（J A共済総合研究所・2020年）参照。

一方、「共済」という単語は、明治12年以降、「相互救済」という意味で使われ始めた言葉で、構成員の相互扶助を目的として設立された多くの団体の名称として用いられた。「共済」が法律用語となったのは明治40年の「帝国鉄道庁現業員ノ共済組合ニ関スル件」という勅令で、そこでは「共済」の定義規定は設けられず、「相互救済」のことを「共済」と表現していた。その後、公務員に関して類似の勅令が発せられ、多くの「共済組合」が存在したが、その多くは現在の年金制度を事業内容としており、「共済」は「社会保障」を内容とする用語として用いられていた。

現在、協同組合の行う共済事業は、第二次大戦の終戦後に制定された農業協同組合法（農協法）、消費生活協同組合法（生協法）、水産業協同組合法（水協法）および中小企業等協同組合法（中協法）に設けられた「協同組合は共済事業を行い得る」という趣旨の規定に基づいて実施されている。保険業法を改正して協同組合も保険に参入しようという戦前からの試みが発現しなかったという経緯を経て、商法や保険業法の規定する「保険」の枠外で、各種の協同組合法に基づく「共済」として戦後開始され、保険と同様の確率計算や契約理論などの技術を応用しながら発展してきたのが現在の協同組合共済である。

「共済」という言葉自体は、「保険」のように法律で定義や制限をされておらず、協同組合以外にも様々な団体が「共済組合」、「共済会」、「共済病院」といった名称で多様な事業を行っている。

一言で集約すると、法律上の定義・制限があるという意味では「保険」の方が「共済」よりも明確で狭く、「共済」の一部に、協同組合の行う共済のように、保険と同じような共同備蓄の制度で、保険と同様の技術を用いて保障を行い、全国規模で多数の加入者を擁する、保険と肩を並べるものもある<sup>3</sup>、ということになる<sup>4</sup>。

## 2. 協同組合共済の基礎知識

本節では、協同組合共済の思想・理念・法制度・実体面を切り口として、受講者に伝えるべき「保険との主な違い」を整理する<sup>5</sup>。

### (1) 賀川豊彦の主張

保険のような共同備蓄の制度を協同組合が行う必要性を説き、その実現に向けた運動の中心となったのが賀川豊彦である<sup>6</sup>。賀川は、1936年の論文「保険制度の協同化を主張す」において、「生命保険全部は今日資本主義的営利保険によって経営されており、被保険

3 本節で触れた保険法第2条第1項は、「保険契約」、「共済契約」という名称の如何を問わず、この定義に当てはまる契約であれば保険法のルールを適用する旨定めている。この条項は、保険法の適用範囲を定めたものであって、「共済を保険に取り込む」目的・趣旨のものではない。「共済」・「保険」をめぐる説明の冒頭でこうした立法技術的な要素を加えることは受講者の理解を混乱させるおそれもあり、これを必須とする必要はないと筆者は考えている。

4 協同組合の行う共済を「協同組合保険」と表現する例が見られることについて、筆者が講義や講演を行う際には、協同組合も、保険技術を用いて保険会社に匹敵する事業を行っているというニュアンスを表現する言葉としては使えず、「やっていることは保険と同じ」という意味で一般の人にもわかりやすいという面があるとしても、少なくとも協同組合の立場からは「協同組合共済」という表現を優先すべきである、と主張を述べることがある。この点の是非は、研修の趣旨や講師の判断によって分かれることになる。

5 本節の内容は、石田正昭＝小林元編著・JAの価値と役割149頁〔武田俊裕〕（全国共同出版・2017年）および武田俊裕「協同組合共済をめぐる環境変化と対応」・共済と保険の現在と未来 勝野義孝先生古稀記念論文集243頁（文眞堂・2019年）に依拠している。

6 協同組合共済の源流論には、賀川以前の「中近世村落共同体における相互扶助」（結、講など）の経験を加えるべきであるとの指摘があるが、本稿では、協同組合と保険の関わり方の経緯をわかりやすく伝えることを重視し、論点を整理した。石田正昭「今後の総合JAにおける共済事業の方向性」・共済総合研究第81号9頁（JA共済総合研究所・2020年）参照。

者たる大衆は言わばその搾取の対象とされている」と述べ、協同組合が生命保険を行うことにより、①その資本を協同組合運動の長期資金として運用することにより運動を拡大することができる、②債務者たる組合員の死亡による負債支払能力の喪失を防ぎ、組合員の家族の破滅を防ぐとともに、信用組合の経営を健全にする、という利益がもたらされるとともに、①無理な勧誘がなくなり、募集費・維持費が節約されるとともに、失効・解約による被保険者の犠牲も防止できる、②道徳的相互監視が行われ、加入時の逆選択の懸念がない、③加入者に対して予防医療・早期診断を施すことによって死亡率を低減できる、④経営内容を熟知した産業組合に貸し付けることにより安全な資金運用ができる、といった形で保険を合理的に行うことができると主張した。そして、「保険そのものが本来互助的たるべきものであるがゆえに、我々はあらゆる保険部門における協同組合化を主張せざるを得ない」と述べた。こうした賀川の主張・運動は、保険業法の改正による参入という形では実現しなかったが、第二次大戦後、各種協同組合法に基づく共済事業の実施という形で結実し、現在に至っている。

## (2) 協同組合の理念

世界の協同組合が、協同組合の定義・基本理念と、理念を実現するための行動指針を定め、共有している点は、保険会社にはない重要な特徴である。1995年にこれらを明文化した国際協同組合同盟（ICA）の「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」（以下

「ICA声明」という）のなかで、協同組合共済と保険との違い<sup>7</sup>という視点から特徴的なのは、次の3点である。

### ① 非営利

協同組合は、「共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たす」ことを目的とした組織であると定義されている。わが国の各種の協同組合法は「組合員のために最大の奉仕をすること」を協同組合の行う事業の目的として定めるとともに、出資に対して配当できる割合の上限を規定している。営利、すなわち「出資者への配当の最大化」を目的としないことが、協同組合と一般の株式会社との最も基本的な違いの1つである。

### ② 組合員による出資・管理・利用

協同組合は、組合員が出資し、管理運営に参画し、その事業を利用する組織である。

一般の株式会社の管理運営は、持ち株の数に応じた議決権により行われるが、協同組合の組合員には、出資の多寡にかかわらず「一人一票」の平等な議決権が与えられており、「組合員の総意」を尊重する民主的で公平な運営が行われている。そして、このことに対応して、協同組合は、役職員だけでなく組合員に対しても、その発展に効果的に貢献するための教育・研修を行うべきこととされている。このように、協同組合の組合員は、株式会社の顧客や株主とは全く異なった地位にある。

### ③ 地域社会への配慮

協同組合は、経済的な事業体であると同時に

7 わが国の保険業法は、株式会社と相互会社に保険業を営むことを認めている（第5条の2）。賀川は、本文で紹介した論文のなかで、「相互会社は互助的組織のはずであるが、実際においては株式会社も相互会社もその行うところは五十歩百歩であって、その営利主義的な点において何らの相違はなく、何ら勤労大衆の利益を計るものではない」と述べた。相互会社の行う保険は、利益分配を目的としない点では「非営利」といえるが、経営組織における社員の経営参加の弱さ、保険契約者の意識が、構成員の相互扶助や最大奉仕の原則という価値を欠いている点で、共済とは異なると指摘されている。関英昭「協同組合の潜在能力と発展の可能性」・日本共済協会結成20周年・2012国際協同組合年論文・講演集47頁（日本共済協会・2012年）参照。

に、よりよい暮らしと社会の実現を目指す運動体であり、目先の狭い自らの利益だけを追求するのではなく、組合員の生活・生産の場である地域社会の持続可能な発展に努めるべきこと<sup>8</sup>、また、そのために各種の協同組合が地域的・全国的・広域的・国際的なレベルで互いに協同すべきこととされている。

### (3) 異なる根拠法と規制の違い

保険会社は保険業法・会社法に基づいて設立され、認可され、運営されているが、協同組合共済は、各種の協同組合法に基づいて実施されている。このことから、既に述べた事業の目的、出資に対する配当の制限、利用者の範囲、組合員の議決権に関する違いのほか、次のような違いもある。

#### ① 業務範囲

業務の範囲について、保険会社は生命保険と損害保険を1つの会社で行うことは禁止されているが、協同組合は、生命分野の共済と損害分野の共済をともに実施することが禁止されていない。また、地域・職域の組合においては、共済事業と他の事業を併せ行うことが認められている場合がある。

#### ② 募集人制度

生命保険会社は外務員、損害保険会社は代理店という会社の外のスタッフに募集人資格を与えて保険募集を行ってきたのに対し、協同組合は地域・職域の組合における組合員のネットワークや職員の活動を通じて普及推進を行ってきた。このことから、協同組合については業界横断的な募集人制度は設けられておらず、推進担当者の資格については各協同

組合法に基づいて規制・監督されている。

### (4) 協同組合共済の多様性

わが国の協同組合共済の実体面の特性として、組織・事業内容の多様性を挙げることができる。どういう組合員が何を目指して共済事業を実施するか、普及推進のすすめ方、地域・職域の組合と連合会の役割分担、実施する共済種類の範囲、共済以外の事業実施の有無など、様々な協同組合がそれぞれの方法で共済事業を実施している。契約量や資産の規模も区々である。こうしたことから、事業環境の変化により受ける影響や対処すべき課題も一様ではなく、それぞれの協同組合が自らの課題認識や対応を問われることになる。

以上、本節では、共済を実施する各協同組合に共通すると考えられる内容を整理した。次節では、それぞれの協同組合において受講者に伝えるべき事項について、JA共済を例として検討する。

## 3. JA共済の基礎知識

### (1) 「JA綱領」・「JA共済事業の使命」

JAには、組合員・役職員の共通の理念として1997年に制定された「JA綱領」がある(表1)。ここでは、ICA声明に謳われた協同組合の理念に基づいて行動し、より民主的で公正な社会の実現に努めることがJAの理念とされ、そのために果たすべき社会的役割の1つとして、安心して暮らせる豊かな地域社会を築くことが明文化されている。

また、共済事業に関しては2003年に「JA共済事業の使命」が定められ(表2)、農業協同組合の理念を事業活動の原点とし、組合

8 1992年に地球サミット(国連環境開発会議)で「持続可能な開発」が強く提唱された3年後、2015年にSDGsが国連で採択される20年前に既にこのような行動指針を明文化していたことは特筆に値すると説明することは可能であるが、同時に、それに相応しい事業活動を具体的に展開し、組合員の意識に根付かせてきたかについては、今後の課題と関連付けて説明するのが適切ではなからうか。

員・利用者に安心と満足を提供すること、「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じて組合員・利用者の豊かな生活づくりに努めること、豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりに貢献することが「使命」であると明文化されている。

理念や使命が重畳的に定められていることはやや複雑であるが、ICA声明を基に内容が一貫していることや、豊かな地域社会づくりを重要視していることは改めて強調すべきであると考えられる。

(表1) JA綱領—わたしたちJAのめざすもの—

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則(自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等)に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

(表2) JA共済事業の使命

一、JA共済は、農業協同組合が理念とする「相互扶助」を事業活動の原点とし、常に組合員・利用者の信頼と期待に応え、「安心」と「満足」を提供します。

一、JA共済は、最良の保障・価格・サービスによる「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じて、組合員・利用者の豊かな生活づくりに努めます。

一、JA共済は、事業活動の積極的な取組みを通じて、豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりに貢献します。

## (2) 総合事業の一環としての共済

各地域のJAは、組合員の営農活動のサイクルに関わる指導(営農計画の策定)、信用(資金の調達)、購買(資材の調達)、販売(生産物の販売)の事業や、生活活動に関わる信用(財産の管理)、共済(病気・災害などに対する保障)、医療、高齢者福祉などの事業を、(営利ではなく)組合員への最大の奉仕を目的として総合的に行うことが農協法によって認められた事業体であり、この点は、業務の範囲が保険業法によって制限された保険会社との大きな違いである。(1)で述べたJA共済の「使命」は、組合員にとって最良の保障を提供し、地域社会づくりに貢献することによって果たすべきものとされている。剰余金を多く生み出してJAの経営を維持することが共済事業の目的・使命であるかのような誤った認識・イメージは明確に払拭されるべきである。

## (3) 准組合員・員外利用

「協同組合の事業を利用できるのは組合員に限られる」とするのが本来のあり方であるが、農協法は、非農民的利害に左右されない協同組合を確立するため、組合員を勤労農民に限定した。一方、戦後の農村における主

要な経済機関として、勤労農民以外の者であっても組合の事業を利用できるとすることが必要な実態があったこと、また、恒常的な事業分量を確保して経営を安定させることが組合にとっても有用であるとの判断から、農協法は、組合の事業は利用できるが組合の管理運営には直接参画することができない「准組合員」の制度を設けるとともに、一定の範囲（共済については、組合員の利用分量の5分の1まで）で組合員以外の者による事業の利用（員外利用）を認めている<sup>9</sup>。共済契約を締結できる者の範囲は、基本的な制度論の1つであり、他の協同組合との比較においても特徴的であるだけでなく、今後のJAの運営・法規制のあり方に関する論点にもなっている<sup>10</sup>ことから、受講者の理解を得ておくことが望ましい。

#### (4) 事業実施方式

JA共済は、各地区のJAと、各地区のJAが出資して設立したJA共済連（全国共済農業協同組合連合会）が一体となって、全国の組合員への保障提供を行っている。各地区の組合員によって設立されたJAはそれぞれが独立した協同組合として事業を行っており、JA共済連は、JAが行う共済事業を補完するために設立された連合会である。

各地区のJAの主な役割は、組合員との窓口となって、保障の提案や共済加入後のフォローを行うことであり、JA共済連の主な役割は、共済金の支払財源を全国規模でプールすることによって事業運営の健全性を確保することである（JA共済連のその他の役割と

しては、全国的な活動方針・計画を立案すること、共済資金を効率的に運用すること、組合員・利用者に提供する保障の内容・条件や事務手続を決めること、各地区のJAの担当者に対する研修内容を企画することなどが挙げられる。)

現在、組合員との間の共済契約は、JAとJA共済連が共同して（連名で、連帯債務者として）締結している。これは、①協同組合の事業のあり方として、組合員との取引の主体はあくまでもJAであるべきこと、②万が一JAの経営の存続が困難になった場合には、JA共済連が共済期間の満了まで保障を継続し、支払事由が生じた場合には約定された金額の全額を支払うことで組合員・利用者の保護を貫徹し得ること、を踏まえて採用された事業実施方式である。JA共済連が事業の主体となって、JAがその代理店となって共済契約を締結するような方式は、協同組合には相応しくないものとして採用されていない。組合員が出資して運営するJAの主体性を堅持したJA共済の事業実施方式は、代理店が保険会社を代理して保険契約を締結する方式とは異なったものであり、「JA共済における各JAは、保険代理店と同じようなものだ」といった認識・イメージを持たれないようにする必要がある。

また、各JAにおいて生じた事業剰余や、JA共済連から会員として配当された事業剰余が、JAを通じてそれぞれの地域に還元されていることも、保険にはない特徴である。

9 本山梯吉・農業協同組合法97頁・133頁（第一法規・1974年）および明田作・農業協同組合法〔第三版〕144頁・253頁（経済法令研究会・2021年）参照。

10 JAグループは、2021年の第29回JA全国大会において、JAへの意思反映・運営参画の意志のある准組合員の組織による意思反映に取り組むとともに、既存の組合員組織への加入などを通じての意思反映・運営参画を推進する旨決議し、それに至るステップの一環として、准組合員としての加入にあたって地域農業・協同組合・JAの理念を共有するというイメージを示している。JAグループウェブサイト[https://org.ja-group.jp/pdf/jataikai/jataikai\\_bill\\_2021.pdf](https://org.ja-group.jp/pdf/jataikai/jataikai_bill_2021.pdf)参照（2023年8月7日閲覧）。

## (5) 保障提供の基本方針

J A共済は「ひと・いえ・くるまの総合保障」を標榜し、組合員への保障提供を行っているが、その基本的な方針はそれぞれの分野により異なっている。

生命共済の分野においては、1950年代から、農村からの資金流出を阻止して内部蓄積を図ることを目的として、満期給付のある長期共済である養老生命共済（開始当時の名称は「生命共済」）を中心に実施されてきたが、1980年代以降、人口の高齢化がすすむにつれて、保障需要が、働き手に万一のことがあった場合の遺族の生活保障から、自らの老後の生活費・医療費・介護費用の確保へと変化したことを受けて、終身共済・年金共済が主力となり、また、1990年代以降の低金利の固定化に対応して、従来養老生命共済や終身共済の特約として提供されていた医療・がん・介護などの保障をそれぞれ独立の共済種類とし、それらを保障需要に応じて組み合わせ、見直すという形で保障提供を行う形へと変化させてきた。

建物共済の分野においては、1950年代から現在まで、満期給付のある長期共済である建物更生共済（開始当時の名称は「家屋更生共済」）を中心として保障提供を行ってきた。建物更生共済は、1961年に自然災害に対する保障を開始し、主契約においてすべての加入者に地震保障を提供する、実際に生じた損害額に応じて地震共済金の額を算出するなど、損害保険会社の火災保険・地震保険とは異なった特徴を持っており、保障内容の拡充が行われる際にはすべての既契約に最新の保障水準を公平に提供することを基本として1つの共済種類として加入者集団を維持してきている。

自動車共済の分野においては、「交通事故の被害者救済」という損害保険会社の自動車

保険と共通の社会的な役割を担っているという性格もあることから、基本的な保障機能（対人・対物賠償に対する保障、搭乗者の傷害保障、車両に生じた損害の保障）は損害保険各社と共通しており、これと併せて各種の共済掛金の割引や事故時のサービスなどを提供することにより組合員の需要に应运えてきている。

このように、J A共済の保障提供の基本方針は、生命・建物・自動車の分野ごとにそれぞれの背景・条件のもとに推移してきたことを踏まえて理解・評価すべきことを伝えることが望ましい。

## (6) 推進活動の特徴

J Aは、生産の単位としての「世帯」を対象として総合事業を行い、組合員の世代交代やJ Aの担当者の変更があっても組合員との身近さや信頼感が維持されてきた。そして、J Aの組合員には、自ら出資し、運営に携わり、各種の事業を利用する「わがJ A」に対する帰属意識がある。J A共済は、組合員とこのように関係性のうえで、長期の共済契約を中心に事業を展開し、組合員と職員が対面しながら保障の提案・見直しを重ねてきたという特徴がある。この点の認識も、今後の組合員とのコミュニケーションのあり方として何を残し、何を变えるべきか、J A共済らしい推進活動とは何かを考えるために必要となると考えられる。

## (7) 事業環境の変化と今後の展開方向

最後に、近年の事業環境がどのように変化し、J A共済がどのような影響を受け、それにどう対応していこうとしているのかを受講者に伝え、課題認識の共有や動機付けを行う必要がある。

近年の環境変化として取り上げるべきと考

- えられる事項を挙げると、次のようになる<sup>11)</sup>。
- ① 東日本大震災（協同組合と協同組合共済が果たした役割、今後の自然災害への対策）
  - ② 協同組合に対する国際的評価（SDGs、無形文化遺産登録）
  - ③ 政府主導の「農協改革」（地域・農業の活性化、JAの事務負担の軽減、不祥事件の未然・再発防止<sup>12)</sup>）
  - ④ 新たな協同組合間連携組織、「JCA2030ビジョン」
  - ⑤ 新型コロナ危機（非対面の推進活動）
  - ⑥ 直近の事業計画、「JA共済SDGs取組方針」

現在特に重要なのは、協同組合が連携して「持続可能な地域社会づくり」に取り組むという戦略・課題が明確になっており、JA共済も「ひと・いえ・くるま」の保障提供をSDGsへの対応の一環として位置付けるとともに、農業分野の保障を「第4の柱」とするよう取り組むことによって持続可能な農業に貢献することを事業計画として明文化したことである。今後のJA共済を担っていく職員に、こうした課題認識とそれに取り組む動機付けを与えていくことが、これからの職員教育の目指すべきところであろう。

## (8) 小括

この節ではここまで、JA共済を例として職員研修のポイントとなるべき点を挙げてきた。JA以外の協同組合にも、それぞれの理

念、業務・利用者の範囲、事業実施方式、保障提供の方針、推進活動の特徴、事業環境への対応課題があるはずである。

筆者は、表3に掲げた事項が、保険との比較において「協同組合共済らしさ」の主要素となり得ると考えている。JA共済の場合には、①・②・④～⑦が当てはまると思われるが、それぞれの協同組合が、自らの共済事業にどの要素が当てはまり、今後どの要素を強調していきたいと考えるかも、具体的な研修内容に反映されることになろう。

(表3) 協同組合らしい共済事業の要素

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>① 組合員との身近で、信頼性・共感性の高い関係づくり（豊かな対話）</li> <li>② 組合が共済事業を行う趣旨および組合員の需要を踏まえた保障の設計・提供</li> <li>③ わかりやすい保障内容、迅速な共済金給付</li> <li>④ 事業収益の組合員への還元</li> <li>⑤ 地域社会の発展への貢献（今後は、SDGsへの取組み）</li> <li>⑥ 防災・減災の働きかけ、被災者の生活再建および被災地の復興への支援</li> <li>⑦ 組合員・地域住民の健康管理・医療</li> <li>⑧ 国内外で共有される理念（非営利、組合員への最大奉仕）や目指すべき社会像を持っていること</li> </ol> |
|---|

(出典) 武田俊裕「2030年への「分岐点」に立つ協同組合共済」・創立30周年記念論文集97頁（JA共済総合研究所・2021年）

11 それぞれの事項の具体的な内容について、前掲注(5)武田（2019年）243頁、同「協同組合の戦略動向と協同組合共済の課題」・共済総研レポート第171号26頁（JA共済総合研究所・2020年）および同「JCA2030ビジョンをめぐる論点」・共済総研レポート第186号6頁（JA共済総合研究所・2023年）参照。

12 2023年6月1日の規制改革推進会議の答申を受けて同月16日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「共済事業における顧客本位の業務運営の取組等」が新たな項目として盛り込まれ、農林水産省が、適切なモニタリングと必要な指導・監督、適切かつ自律的なコンプライアンス・ガバナンス態勢の構築、各JAの状況に応じた方策の検討・措置を行うべき旨提起した。JA共済連および各JAが、共済推進を担当する職員に対して十分な教育を行っていかねばならないことは、改めて今日的な課題となっている。



## 4. 研修の運営にかかる今後の課題

前節まで、協同組合共済に関する職員研修において受講者に伝えることが望ましい内容について、筆者が考える一例を示してきた。本節では、職員研修の運営に関して検討すべきと考えられる事項について簡潔に触れることとする。

### (1) 研修を行う時期・対象者

一般的に、協同組合共済の意義・特徴や保険との違いに関する研修は、いわゆる「新人研修」のカリキュラムの一環として位置付けられることが想定される。しかし、新自由主義からの脱却に果たす協同組合の役割が模索され、協同組合が互いに連携して地域社会づくりに貢献するという戦略・ビジョンが明確になるという新たな時代環境の下で、こうした研修は「新人の年に一度聞いておけばいい話」と考えるべきではない。一定の業務経験を積んだ職員の「期待と現実のギャップによる組織への幻滅<sup>13</sup>」を放置しないためにも、管理職ないし中堅職員として行う若い職員の育成・指導を充実させるためにも、キャリア形成における適切な時期に、協同組合共済の意義や展開方向に関する研修を改めて設けるべきではなかろうか。

### (2) 研修内容の共有・標準化

一口に「協同組合共済に関する研修」といっても、協同組合によって異なる内容を含むことはいうまでもなく、研修体系・カリキュラムにおける位置付け（各部門で行われるOJTとの関係など）も区々であろう。その時々、研修担当部署の考え方や講師の個性も反映される。しかし、各協同組合においてこのテ

ーマで行われる研修の水準を確保し、講師の属人化を避けるためには、協同組合間の連携の一環として、研修内容に関する情報・成功事例の共有化や標準的な研修資料の作成に取り組むことも有益であり、検討に値すると考えられる。

協同組合共済に関する職員教育は、組合員が自分の協同組合の共済に加入することには「株主・経営者が儲けるために保険を売っている会社の顧客となって保障を買う」とことは全く違う意味があることを自ら理解し、組合員にそれを伝えるために行われるものであり、それと同時に、持続可能な地域社会づくりを通じて「日本を変える」（JCA2030ビジョン）という目標実現の一端を担うという自覚・意欲を共有するために行われるものである。上述の2点に限らず、研修の内容・運営が、職員にとって、ひいては組合員にとって有益かつ効果的なものとなっているか、それぞれの協同組合において今日的な視点から改めて吟味されるべきである。

13 J A職員における期待と現実のギャップについて調査し、協同組合理念の浸透の必要性と促進策を論じたものとして、堀越芳昭＝日本協同組合連携機構編・新時代の協同組合職員－地位と役割－142頁（西井賢悟）（全国共同出版・2018年）参照。